

【島民向け宿泊・体験プログラム(第2弾)】登録に係るQ&A

1	第1弾に登録を行った事業者が第2弾も登録を希望する場合、再度必要書類を提出する必要があるのか。	登録申請書(様式1)のみご提出ください。
2	体験プログラムの登録資格として、「奄美大島5市町村に所在する法人(本・支店・営業所等)、法人格を持たない団体、個人事業主」とあるが、具体的な内容は。	事業趣旨を踏まえ、奄美大島5市町村の事業者を対象とするための規定になります。それぞれ以下をご確認ください。 ① 法人(本・支店・営業所等) →奄美大島5市町村のいずれかに所在する本・支店・営業所等を有しており、法人市民税・住民税などの課税対象となっている法人。 ② 法人格を持たない団体 →奄美大島5市町村のいずれかに所在する自治会など。 ③ 個人事業主 →奄美大島5市町村のいずれかに住所を有しており、個人市民税・住民税などの課税対象となっている個人事業主。
3	本助成事業の実施後に島内に本・支店・営業所等を設立した場合(個人事業主の場合は住所を移した場合は)、登録対象となるのか。	募集要綱の公布(令和3年2月26日)以降に島内に異動してきた法人・個人事業主等は登録対象とは認められません。
4	これまで観光客向けの体験プログラムを実施してきた実績がある事業者が、新しい体験プログラムを登録することはできるのか。	登録できます。
5	旅館を営んでおり、宿泊者を対象に体験プログラムの提供も行っている。この場合、宿泊提供者・体験プログラム提供者としてそれぞれに登録ができるのか。	サービス提供者として「宿泊」「体験プログラム」それぞれで登録申請ができます。(その場合、納税証明書の提出は1部で構いません)
6	1棟又は1室貸切料金で利用する場合の助成割合、助成上限は。	1棟又は1室貸切料金の設定がある宿泊施設を貸切料金で利用する場合は、利用人数に関わらず貸切料金の6/10を助成します。また、その上限は1万円/棟又は室とします。 ただし、貸切料金の上限人数を超えた1名あたりの追加料金については、1名につきその料金の6/10を助成します。また、その上限は1万円/人・泊とします。
7	法人税がかかっていない個人事業者の場合、納税証明書の取り扱いはどうなるのか。	個人名での納税証明書を提出してください。
8	開業間もなく納税の義務がない法人事業者の場合、納税証明書の取り扱いはどうなるのか。	代表者の個人名での納税証明書を提出してください。
9	島内で複数のホテルを営んでいる事業者の場合、登録申請書は1枚にまとめて記載してよいか。	複数のホテルを登録申請する場合は、個別(ホテルごと)に登録申請書の提出をお願いいたします。
10	営業所が複数の市町村にまたがっている場合、申請書の提出先はどこにすればよいか。	本店が所在している市町村の役場へご提出ください。